

届書コード	処理区分
7 8 2	1

標準報酬改定請求書
(離婚時の年金分割の請求書)

請求する年金分割の種類
合意分割・3号分割

様式第651号

実施機関

受付年月日

○太枠 の中に必要事項を記入してください。ただし、◆印がついている欄は、記入不要です。
○記入にあたっては、「標準報酬改定請求書(離婚時の年金分割の請求書)の記入方法等について」を参照してください。

① 請求者	① 基礎年金番号	—										
	年金証書記号番号(国共済)	A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	③ ◆ 改定者区分
	② 生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日										1. 第一号改定者 2. 第二号改定者 3. 被扶養配偶者
	氏名	(フリガナ)					(フリガナ)					
		(氏)					(名)					(旧姓)
	住所の郵便番号	(フリガナ)										
	住所コード◆	住所	市区 町村									
過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その番号を記入してください。												
厚生年金保険				国民年金								
船員保険												

② 配偶者	④ 基礎年金番号	—										
	年金証書記号番号(国共済)	A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	⑥ ◆ 改定者区分
	⑤ 生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日										1. 第一号改定者 2. 第二号改定者
	氏名	(フリガナ)					(フリガナ)					
		(氏)					(名)					(旧姓)
	住所の郵便番号	(フリガナ)										
	住所コード◆	住所	市区 町村									
過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その番号を記入してください。												
厚生年金保険				国民年金								
船員保険												

③ 婚姻期間等	1. 標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等について、該当する項目を○で囲み、それぞれの項目に応じて定められた欄を記入してください。 ア. 婚姻の届出をした期間(法律婚期間)のみを有する。⇒「2」欄 イ. 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間(事実婚期間)のみを有する。⇒「3・5」欄 ウ. 事実婚期間から引き続き法律婚期間を有する。⇒「4・5」欄																				
	2. 次の⑨欄と⑩欄を記入してください。																				
	⑨ 婚姻した日	大正・昭和・平成	年	月	日	⑩ 離婚した日、又は婚姻が取り消された日	平成	年	月	日											
	3. 次の⑨欄と⑩欄を記入してください。																				
	⑨ 事実婚第3号被保険者期間の初日	昭和・平成	年	月	日	⑩ 事実婚関係が解消したと認められる日	平成	年	月	日											
4. 次の⑨欄と⑩欄を記入してください。																					
⑨	事実婚第3号被保険者期間の初日	昭和・平成	年	月	日	婚姻した日	昭和・平成	年	月	日	⑩ 離婚した日、又は婚姻が取り消された日	平成	年	月	日						
5. 事実婚期間にある間に、当事者の一方が他方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間を全て記入してください。																					
事実婚第3号被保険者期間		昭和 平成	年	月	日	から	昭和 平成	年	月	日	まで	昭和 平成	年	月	日	から	昭和 平成	年	月	日	まで

第3号被保険者期間に係る分割のみの請求の場合は、この欄の記入は不要です。

④ 対象期間に含めない期間

1. 標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等において、
- ア. ①欄に記入した方が、「②欄に記入した方以外の方」の被扶養配偶者としての第3号被保険者であった期間がありますか。
(はい・いいえ)
- イ. ①欄に記入した方が、「②欄に記入した方以外の方」を被扶養配偶者とし、その方が第3号被保険者であった期間がありますか。
(はい・いいえ)
- ウ. 「ア」又は「イ」について、「はい」を○で囲んだ場合は、その「②欄に記入した方以外の方」の氏名、生年月日及び基礎年金番号を記入してください。

氏名	(フリガナ)	(名)	生年月日	明・大 昭・平	年	月	日	基礎年金番号									

2. 標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等において、
- ア. ②欄に記入した方が、「①欄に記入した方以外の方」の被扶養配偶者としての第3号被保険者であった期間がありますか。
(はい・いいえ)
- イ. ②欄に記入した方が、「①欄に記入した方以外の方」を被扶養配偶者とし、その方が第3号被保険者であった期間がありますか。
(はい・いいえ)
- ウ. 「ア」又は「イ」について、「はい」を○で囲んだ場合は、その「①欄に記入した方以外の方」の氏名、生年月日及び基礎年金番号を記入してください。

氏名	(フリガナ)	(名)	生年月日	明・大 昭・平	年	月	日	基礎年金番号									

第3号被保険者期間に係る分割のみの請求の場合は、この欄の記入は不要です。

⑤ 按分割合 0. (百分率) → ◆ ⑪ . %

⑥ 厚生年金基金のポータビリティ制度を利用していますか。
(第一号改定者または特定被保険者)

※ ポータビリティ制度の利用により基金間における年金資産の移換を行った場合には、「⑨または⑩欄の婚姻期間等に係る資格記録」の備考欄に移換先の基金名を記入してください。

⑦ 請求者	0. 利用していない 1. 利用している
⑧ 配偶者	0. 利用していない 1. 利用している

厚生年金基金のポータビリティ制度とは？

厚生年金基金におけるポータビリティというのは、「会社を変った場合でも、それまで積み立てていた年金の原資を持ち運べること」です。具体的には、転職先企業の制度の規約と本人同意を要件に、転職先の企業年金に積立金を移換し、元会社での勤続年数を通算できる制度です。
離婚時の厚生年金の分割制度においては、第一号改定者又は特定被保険者について厚生年金基金に加入していた期間の標準報酬が分割された場合、原価相当額を政府は厚生年金基金から徴収します。本欄はその徴収先の厚生年金基金を把握するために記入していただくものです。

⑦ 請求者の署名等

殿

厚生年金保険法第78条の2又は第78条の14の規定に基づき、標準報酬改定請求を行います。

氏名 平成 年 月 日

電話番号 ()

氏名 平成 年 月 日

電話番号 ()

(※請求者が自ら署名する場合は、押印は不要です。)

※ 当事者的一方が既に死亡している場合には、死亡した年月日を記入してください。

平成 年 月 日 に死亡。

◆ 職員が記入するため、請求者は記入不要です。

⑧ 対象期間	⑫	大正・昭和・平成	年	月	日	昭和・平成	年	月	日	⑬	昭和・平成	年	月	日	昭和・平成	年	月	日
	⑭	昭和・平成	年	月	日	昭和・平成	年	月	日	⑮	昭和・平成	年	月	日	昭和・平成	年	月	日
	⑯	昭和・平成	年	月	日	昭和・平成	年	月	日	⑰	昭和・平成	年	月	日	昭和・平成	年	月	日

⑨ 請求者の婚姻期間等に係る資格記録

※ 欄外の注意事項を確認のうえ、できるだけ詳しく、正確に記入してください。

	事業所(船舶所有者)の名称及び船員であったときはその船舶名(国民年金に加入していた場合は国民年金と記入してください。)	事業所(船舶所有者)の所在地又は国民年金加入時の住所	勤務期間又は国民年金の加入期間	加入していた年金制度の種類(○で囲んでください。)	備考
1			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
2			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
3			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
4			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
5			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
6			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
7			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
備考欄					

- (注1) 本請求書を提出する日において、厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、勤務期間欄は「〇〇. 〇〇. 〇〇から、継続中」と記入してください。
 (注2) 記入欄が足りない場合には、備考欄に記入してください。
 (注3) 加入していた年金制度が農林共済組合の場合、事業所名称欄には「農林漁業団体等の名称」を、事業所所在地欄には「農林漁業団体等の住所」を記入してください。
 (注4) 米軍等の施設関係に勤めていたことがある方は、事業所名称欄に部隊名、施設名、職種をできるかぎり記入してください。

個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。	1 はい ・ 2 いいえ
「はい」と答えたときは、その保険料を納めた年金事務所の名称を記入してください。	
その保険料を納めた期間を記入してください。	昭和・平成 年 月 日 から 昭和・平成 年 月 日
第四種被保険者(船員年金任意継続被保険者)の整理記号番号を記入してください。	記号 番号

◆ ⑩ 特定期間	職員が記入するため、請求者は記入不要です。																			
	自	大正・昭和・平成	年	月	日	至	昭和・平成	年	月	日	自	昭和・平成	年	月	日	至	昭和・平成	年	月	日
	自	昭和・平成	年	月	日	至	昭和・平成	年	月	日	自	昭和・平成	年	月	日	至	昭和・平成	年	月	日
	自	昭和・平成	年	月	日	至	昭和・平成	年	月	日	自	昭和・平成	年	月	日	至	昭和・平成	年	月	日

①配偶者の婚姻期間等に係る資格記録

※ 欄外の注意事項を確認のうえ、できるだけ詳しく、正確に記入してください。

	事業所(船舶所有者)の名称及び船員であったときはその船舶名(国民年金に加入していた場合は国民年金と記入してください。)	事業所(船舶所有者)の所在地又は国民年金加入時の住所	勤務期間又は国民年金の加入期間	加入していた年金制度の種類(○で囲んでください。)	備考
1			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
2			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
3			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
4			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
5			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
6			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
備考欄					

- (注1) 本請求書を提出する日において、厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、勤務期間欄は「〇〇. 〇〇. 〇〇から、継続中」と記入してください。
 (注2) 記入欄が足りない場合には、備考欄に記入してください。
 (注3) 加入していた年金制度が農林共済組合の場合、事業所名称欄には「農林漁業団体等の名称」を、事業所所在地欄には「農林漁業団体等の住所地」を記入してください。
 (注4) 米軍等の施設関係に勤めていたことがある方は、事業所名称欄に部隊名、施設名、職種をできるかぎり記入してください。

個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。	1 はい ・ 2 いいえ
「はい」と答えたときは、その保険料を納めた年金事務所の名称を記入してください。	
その保険料を納めた期間を記入してください。	昭和・平成 年 月 日から 昭和・平成 年 月 日
第四種被保険者(船員年金任意継続被保険者)の整理記号番号を記入してください。	記号 番号

届書コード	処理区分	◆標準報酬改定通知書発行		職員が記入するため、請求者は記入不要です。	
7	8	2	2		
請求者	①基礎年金番号	—	②生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日
	④発行指示	1(1, 2頁目)・2(3, 4頁目) 3(5, 6頁目)・4(7, 8頁目)		⑤送付先氏名	(フリガナ) (氏) (名)
	⑥送付先郵便番号	—	⑦送付先住所		
	住所コード	—	市区 町村		
	◆				
配偶者	①基礎年金番号	—	②生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日
	④発行指示	1(1, 2頁目)・2(3, 4頁目) 3(5, 6頁目)・4(7, 8頁目)		⑤送付先氏名	(フリガナ) (氏) (名)
	⑥送付先郵便番号	—	⑦送付先住所		
	住所コード	—	市区 町村		
	◆				

標準報酬改定請求書(離婚時の年金分割の請求書)の記入方法等について

請求書の記入方法等について

1. 「請求する年金分割の種類」欄について

今回の請求する年金分割の種類について、該当する方に○をつけてください。

「合意分割」とは、当事者の合意又は裁判手続により按分割合を定め、当事者の一方からの請求により、当事者間で厚生年金の標準報酬を分割するものです。

「3号分割」とは、国民年金の第3号被保険者であった方の請求により、平成20年4月1日以後の相手方の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割するものです。

2. 「① 請求者」欄について

当事者のうち、請求される方について記入してください。

「氏名」及び「住所」のフリガナは、カタカナで記入してください。「住所コード」は記入不要です。

3. 「② 配偶者」欄について

当事者のうち、請求される方の配偶者について記入してください。

「氏名」及び「住所」のフリガナは、カタカナで記入してください。「住所コード」は記入不要です。

(注) 配偶者の住所が不明な場合は、「住所」欄は「不明」と記入してください。

4. 「③ 婚姻期間等」欄について

■「1」欄は、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等について、該当する項目を○で囲み、それぞれの項目に応じて定められた欄を記入してください。

■「2」欄は、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等が「法律婚期間(婚姻の届出をした期間をいう。以下同じ。)のみ」の方が記入してください。「⑨婚姻した日」は、戸籍謄(抄)本に記載されている「婚姻の届出年月日」を記入し、「⑩離婚した日、又は婚姻が取り消された日」は、戸籍謄(抄)本の「離婚の届出年月日」等を記入してください。

■「3」欄は、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等が「事実婚期間(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間をいう。以下同じ。)のみ」の方が、記入してください。「⑨事実婚第3号被保険者期間の初日」は、その事実婚期間のうち、夫(又は妻)が、妻(又は夫)の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間(当該期間が複数ある場合には、もっとも古い期間)の初日を記入し、「⑩事実婚関係が解消したと認められる日」は、「事実婚関係を解消した日」を記入してください。

■「4」欄は、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等が「事実婚期間から引き続く法律婚期間」の方が記入してください。「⑨事実婚第3号被保険者期間の初日」は、その事実婚期間のうち、夫(又は妻)が妻(又は夫)の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間(当該期間が複数ある場合には、もっとも古い期間)の初日を記入してください。「⑨婚姻した日」と「⑩離婚した日、又は婚姻が取り消された日」は、上記の「2」欄の記入方法をご参照のうえ、記入してください。

■「5」欄は、「事実婚期間」を有する方が記入してください。事実婚期間のうち、夫(又は妻)が妻(又は夫)の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間を記入してください。記入欄が足りない場合は、枠外に「別紙に続く」と記入のうえ、別紙(様式は問いません)にその続きを記入してください。

5.「④ 対象期間に含めない期間」欄について

(第3号被保険者期間に係る分割のみの請求の場合は、この欄の記入は不要です。)

標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等が、次の①又は②に掲げるいずれかの期間と重複する場合、その「婚姻期間等から①及び②の期間と重複する期間を除いた期間」が年金分割の対象期間となり、当該期間に基づき標準報酬を改定することになります。

① 請求者及び配偶者以外の者(以下「第三者」という。)が、その当事者のどちらか一方の被扶養配偶者として、第3号被保険者であった期間

② 請求者及び配偶者のうち、そのどちらか一方が、第三者の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間

■このような場合は、第三者に係る記録を特定する必要があり、④欄「1」又は「2」について、「はい」を○で囲んだ場合、当該第三者の氏名(必ずフリガナも記入してください。)、生年月日及び基礎年金番号を記入してください。

■年金分割を行った後に、①又は②に該当する第三者がいることが明らかになった場合は、年金分割が無効となることがありますので、ご注意ください。

■当事者の他方について上記の①又は②の期間が不明の場合は、「不明」と記入してください。

6.「⑤ 按分割合」欄について

(第3号被保険者期間に係る分割のみの請求の場合は、この欄の記入は不要です。)

公正証書、公証人の認証を受けた私署証書又は按分割合を定めた審判書、調停調書、確定判決若しくは、和解調書の謄本若しくは抄本に記載された按分割合を記入してください。

なお、記載された按分割合に小数点5位未満の端数がある場合は、これを四捨五入してください。

7.「⑥ 厚生年金基金のポータビリティ制度を利用していますか」欄について

厚生年金基金のポータビリティ制度を利用していない場合は「利用していない」を○で囲んでください。利用している場合は「利用している」を○で囲み、「⑨又は⑩欄の婚姻期間等に係る資格記録」の備考欄に移換先の基金名を記入してください。

8.「⑦ 請求者の署名等」欄について

■請求される方について記入してください。

■当事者双方が共同で請求する場合は、当事者双方が氏名を記入してください。

■請求者が自ら署名する場合は、押印は不要です。

■当事者の一方が既に死亡している場合には、死亡した年月日を記入してください。

9.「⑧ 対象期間」欄及び「⑩ 特定期間」欄について

この欄の記入は必要ありません。

10.「⑨ 請求者の婚姻期間等に係る資格記録」欄及び「⑪ 配偶者の婚姻期間等に係る資格記録」欄について

それぞれ婚姻期間等に係る資格記録について、できるだけ詳しく正確に記入してください。

《記入例》

都市区名までは、必ず記入してください。

詳しくわからないときは、年月、あるいは何年の春から秋までと記入してください。

加入していた年金制度が国民年金の時は、「国民年金」と記入してください。

社名だけでなく、支店・工場等についても記入してください。

厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、「継続中」と記入してください。

	事業所(船舶所有者)の名称及び船員であったときはその船舶名(国民年金に加入していた場合は国民年金とご記入ください。)	事業所(船舶所有者)の所在地又は国民年金加入時の住所	勤務期間又は国民年金の加入期間	加入していた年金制度の種類(○で囲んでください)	備考
1	(有)〇〇商店	台東区台東 2-×	昭和29.4.1 から 昭和35.3.31 まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
2	国民年金	杉並区高井戸西 3-×-×	昭和36.4.1 から 昭和38.3.31 まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
3	△△化学(株)	江東区亀戸 5-×-×	昭和38.4.1 から 昭和41.3.31 まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	江東 との1△
4	△△化学(株) 大阪工場	大阪市東区谷町 9-×	昭和41.4.1 から 昭和53.3.31 まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	大手前 との3△
5	国民年金	三鷹市下連雀 2-×-×	昭和53.4.1 から 昭和54.6.30 まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
6	(株)□□産業	豊島区東池袋 3-×-×	昭和54.7.1 から 昭和55.6.30 まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
7	〇〇省共済組合	千代田区霞が関 7-×	昭和55.7.1 から 継続中	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
備考欄					

備考について
わかる方のみ以下の事項を記入してください。

- 各事業所等の
- ・健康保険被保険者証
 - ・船員保険被保険者証
 - ・共済組合員証等の記号及び番号

○厚生年金保険の事業所の整理番号(アルファベット)及び被保険者の番号(健康保険組合の設立されている事業所等の場合)

○船員保険に加入したことがある人で海軍徴用期間があった場合は、その旨を記入してください。

請求書に添えなければならない書類

1. 請求者の年金手帳、国民年金手帳又は基礎年金番号通知書(写し)
2. ①欄に記入した方と②欄に記入した方の身分関係(婚姻期間等)を明らかにできる戸籍の謄本、当事者それぞれの戸籍の抄本、戸籍の全部事項証明書又は当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書(住民票により代えることはできません。)

(注)事実婚関係にあった期間を有する方や事実上離婚したと同様の事情にあると認められる場合により請求をされた方は、これらに加え、事実婚関係を明らかにする書類や事実上離婚したと同様の事情にあると認められることを明らかにする書類が必要となりますので、詳細については国家公務員共済組合連合会にお問い合わせください。

3. 請求日前1か月以内に作成された当事者(第3号被保険者に係る分割のみの請求の場合は、配偶者)の生存を証明することができる書類(戸籍の抄本、住民票(コピー不可)等)

(注)2の書類で確認できる場合は必要ありません。

4. 当事者の一方が死亡した場合(第3号被保険者に係る分割のみの請求の場合は、配偶者が死亡した場合)は、死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類(戸籍の抄本、住民票(コピー不可)等)

(注)2の書類で確認できる場合は必要ありません。

5. 按分割合が記載された次に掲げるいずれかの書類(第3号被保険者期間に係る分割のみの請求の場合は不要です。)

- ① 当事者間の話し合いにより、按分割合について合意したとき
公正証書の謄本若しくは抄録謄本、又は公証人の認証を受けた私署証書(注1)
- ② 裁判所における手続により、按分割合について定めたとき(注2)
ア 審判(判決)の場合
審判(判決)書の謄本又は抄本及び確定証明書
イ 調停(和解)の場合
調停(和解)調書の謄本又は抄本

(注1)①については、按分割合のほか、分割改定の請求についての当事者間の合意が記載されていることが必要です。

(注2)②のうち、審判書又は調停(和解)調書の謄本又は抄本を添付する場合に、審判又は調停の申立てをした日を証する書類(裁判所が発行する証明書)が必要となるときがあります。

6. 当事者又はその代理人が国家公務員共済組合連合会に直接書類等を持参して請求を行うときは、上記の5に代えて次に掲げる書類等を持参することにより請求できます。(当事者双方、当事者一方と当事者他方の代理人又は当事者双方のそれぞれの代理人、いずれの組合せでも来所することが可能ですが、必ず2人で来所していただく必要があります。)

- ① 当事者双方が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載され、かつ、当事者自らが署名した書類
 - ② 当事者が国家公務員共済組合連合会の窓口に来所する場合
・当事者の運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付)又は当事者の印鑑及びその印鑑に係る印鑑登録証明書
 - ③ 当事者の代理人が国家公務員共済組合連合会の窓口に来所する場合
・当事者の記名及び押印がある委任状(押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付が必要です。)
・代理人の運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付)又は代理人の印鑑及びその印鑑に係る印鑑登録証明書
- ※ ①の書類の様式及び③の委任状の様式は国家公務員共済組合連合会にも備えつけがあります。

提出期限

年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができません。

- (1) 離婚が成立した日
- (2) 婚姻が取り消された日
- (3) 事実婚関係が解消したと認められる日(事実婚関係から引き続き法律婚期間を有する場合を除く)
ただし、裁判手続により按分割合が定められたときに、既に2年を経過していた場合等については、請求期限の特例があります。
- (4) 当事者の一方が死亡した場合には、死亡した日から起算して1か月以内に限り年金分割請求を行うことができます。(按分割合について、当事者が合意した旨の公正証書又は私署証書を作成している場合、若しくは裁判所の決定後に死亡した場合に限ります。)

◎国家公務員共済組合連合会(〒102-8082 千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎)
ご不明な点は、国家公務員共済組合連合会(電話番号 03-3265-8141)へお問い合わせください。

(個人情報の利用目的について)

国家公務員共済組合連合会における個人情報保護法第15条第1項に規定する保有個人情報の利用目的は、次のとおりです。

1. 長期給付の決定及び支払
2. 長期給付に関する情報提供
3. 宿泊事業及び医療事業等の福祉事業に関する情報提供